

写

令和2年11月20日2生畜第1403号
最終改正：令和8年1月22日7畜産第2402号
農林水産省畜産局畜産振興課長通知

各地方農政局生産部長
北海道農政事務所生産経営産業部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 殿

(農林水産省) (※1) 畜産局畜産振興課長

「家畜改良増殖法第35条の規定に基づく立入検査について」の一部
改正について

家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和2年法律第21号）及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和2年法律第22号）（以下「和牛遺伝資源関連2法」という。）が令和2年10月1日に施行され、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の流通の適正化や知的財産としての価値の保護を図るため、農林水産省は、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第35条の規定に基づき、「家畜改良増殖法第35条の規定に基づく立入検査について」（令和2年11月20日付け2生畜第1403号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）により、都道府県等と連携し、家畜人工授精所等への立入検査を定期的に実施してきたところです。

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の附則において、施行後5年以内に法律の施行状況を勘案し、必要な措置を講ずることとされていることから、農林水産省では、令和7年4月に「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律附則第3条に係る検討会」を設置し、3回にわたる議論を重ね、同年6月にとりまとめを公表しました。同とりまとめにおいては、

- ① 今後の立入検査は、優先する家畜人工授精所と指導等のための重点事項を定めて実施すること
 - ② 家畜人工授精所への立入検査を優先しつつ、速やかに和牛の家畜人工授精用精液や家畜受精卵を取り扱う畜産農家も立入検査の対象とすること
 - ③ 立入検査の機会を活用し、譲渡契約等を推進すること
- 等が示されました。

つきましては、これらを踏まえ、今後の立入検査においては、立入検査対象の優先順位等を考慮しつつ、和牛遺伝資源の流通の川上の家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の生産事業者から川下の授精や移植を行う家畜人工授精所及び畜産農家まで、適切に管理・使用されているかを効率的に確認することにより、和牛遺伝資源の適切な管理・保護の取組をさらに推進していくこととしましたの

写

で、適切な対応をお願いします。

また、各都道府県におかれでは、引き続き当該立入検査に同行いただき、管内の和牛遺伝資源の流通実態等を把握し、家畜人工授精所及び畜産農家に対し、和牛遺伝資源関連2法の規定に照らして改善すべき点等あれば、状況に応じて指導等を行っていただくよう、貴職から管内都道府県に対し協力を依頼願います。

施行注意：（※1）は、内閣府沖縄総合事務局農林水産部長あてに記載する。